

業務規程細則の一部変更について（新旧対照表）

（変更箇所下線部）

現行	変更後
附則 第 1 条（施行期日） 本細則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。	附則 第 1 条（施行期日） 本細則は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。 <u>附則（平成 29 年 4 月 1 日改正）</u> <u>第 1 条（施行期日）</u> <u>本細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</u>